**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍新潟県新潟市南区鰺潟一丁目二番地、最後の住所新潟市南区鰺潟一丁目一番三号
被相続人　亡　石口　テイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十四日
新潟市中央区学校町通一番町一二番地市役所前ビル六階新緑法律事務所
相続財産管理人　弁護士　氏家　信彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都中央区日本橋茅場町三丁目一〇番地一、最後の住所横浜市西区東ケ丘七番地第一八吉田ヒルサイド一〇三号
被相続人　亡　山口　正子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十四日
長野県上田市中央西二丁目四番三号ニッケンビル二階―B
相続財産管理人　弁護士　織　英子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍静岡県静岡市葵区上足洗一丁目一九五番地、最後の住所静岡県静岡市葵区岳美一丁目一三番一五号
被相続人　亡　大場　敏勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十四日
静岡県静岡市駿河区八幡二丁目四番一六号
伊伝八幡ビル二階　静岡富士法律事務所
相続財産管理人　弁護士　蒲生　武幸

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県清須市西枇杷島町下砂入四番地一、最後の住所愛知県名古屋市中村区畑江通九丁目一七番地の一ハートヒルズ岩塚三〇一
被相続人　亡　佐藤　直永

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十四日
愛知県春日井市大和通一丁目七〇番地一大和ビル三F
相続財産管理人　弁護士　藤川　誠二

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍高知県四万十市下田一三七六番地、最後の住所愛知県岡崎市針崎一丁目二番地八　ベルツリー二〇三
被相続人　亡　池　雅生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十四日
高知県四万十市中村大橋通六丁目七番九号
相続財産管理人　司法書士　矢野　誠

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡市西区大字吉武四〇三番地三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　岡部三樹夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十四日
事務所福岡市中央区赤坂一丁目一一番一三号
相続財産管理人　宮崎　浩平

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍宮崎県児湯郡木城町大字川原七二一番地の一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　黒木　敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月十四日
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江八二六二番地
相続財産管理人　緒方　真也

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年十一月十四日
一、墳墓等所在地　沖縄県豊見城市字饒波一九三
一、墳墓等の名称　不詳
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　沖縄県豊見城市字饒波五〇〇―一　饒波自治会長　長嶺　清

**債権申出の公告（第一回）**

当社の確定給付企業年金制度は平成二十六年十月一日、厚生労働大臣の承認により終了したので、当制度に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十四日
東京都中央区京橋三丁目一三番一号
大成有楽不動産販売株式会社企業年金制度
清算人　石原　慎一

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。尚、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年十一月十四日
一　墳墓等所在地　兵庫県丹波市氷上町石生字向山三〇一一番
一　墳墓等の名称　石生三昧尻墓苑
一　死亡者の本籍及び氏名　本籍すべて不詳、片岡由蔵、羽袋吟七の祖母、片岡耕三、よね、池上幾太郎、ふみ、池上丈吉郎、池上重蔵、岡林定七の妻、池上秀蔵、池上道雄、初江、羽袋源蔵の妻、岡林吉兵ヱ、氏名不詳　三十一基
一　改葬を行おうとする者　兵庫県丹波市氷上町石生四六〇番地の一　石生区共同墓苑管理委員会委員長　里　則男

**無縁墳墓等改葬公告**

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年十一月十四日
一、墳墓等所在地　沖縄県豊見城市字饒波一九三
一、墳墓等の名称　不詳
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳
一、改葬を行おうとする者　沖縄県豊見城市字饒波五〇〇―一　饒波自治会長　長嶺　清

**債権申出の公告（第一回）**

当社の確定給付企業年金制度は平成二十六年十月一日、厚生労働大臣の承認により終了したので、当制度に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月十四日
東京都中央区京橋三丁目一三番一号
大成有楽不動産販売株式会社企業年金制度
清算人　石原　慎一

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 26 年 11 月 14 日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ケイ・エス・オフィス　②神奈川県知事(2)26295　③小林志保子　④横浜市金沢区柳町22―20　⑤利付国庫債券1000万円　⑥神奈川県知事　⑦横浜市金沢区柳町22―20　ケイ・エス・オフィス　小林志保子

①ＴＯＰ　ＥＳＴＡＴＥ　②新潟県知事(1)4990　③三上由美子　④新潟県上越市西本町３丁目４番20号　⑤1000万円　⑥新潟県知事　⑦新潟県上越市西本町３丁目４番20号　有限会社三神　代表取締役　三上由美子